

第二庁舎（危機管理センター）整備事業基本計画策定業務及び同事業手法検討業務

公募型プロポーザル説明書

1. 主旨

本説明書は、西宮市役所第二庁舎（危機管理センター）整備事業に係る基本計画策定業務及び同事業手法検討業務を委託するにあたり、最も適切な者を当該業務の委託先候補として特定するための手続き等について必要な事項を記載したものです。

なお、これらの業務の契約はそれぞれ個別に行いますが、相互に綿密に連携して業務を進める必要があることから、プロポーザル方式による募集は一体で（2者共同による応募も可とするが、2者の組合せを変えての複数応募は不可として）実施します。

2. 第二庁舎（危機管理センター）整備事業の概要

別紙（議会説明資料及び同資料編）参照

3. 業務の概要

(1) 業務名

第二庁舎（危機管理センター）整備事業 基本計画策定業務：以下「基本計画策定業務」

第二庁舎（危機管理センター）整備事業 事業手法検討業務：以下「事業手法検討業務」

(2) 業務内容／詳細は別紙業務仕様書（案）参照

●基本計画策定業務

- ① 施設整備に係る条件整理
- ② 第二庁舎（危機管理センター）の整備方針及び必要機能等の検討
- ③ パブリックコメント、庁内関係部局との調整及び関係機関協議等に必要となる資料の作成

●事業手法検討業務

- ① 事業手法（従来方式、デザインビルド方式ほか）の検討
- ② 事業者の参入可能性調査（マーケットサウンディング調査）
- ③ 経済性の検討
- ④ 事業工程の検討
- ⑤ 総合評価及び課題の整理

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 28 年 8 月 31 日まで

(4) 委託上限金額：基本計画策定業務及び事業手法検討業務委託金額の合計額

8, 0 0 0 千円（税込）

4. プロポーザルの参加資格要件

次のすべての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 27 年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿（委託）に登載されていること。
- (3) 参加表明書の提出時点で西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされていないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (6) 基本計画策定業務においては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であり、かつ平成 17 年 4 月以降に契約履行が完了した同種または類似業務を元請として受注した実績があること。

なお、参加資格要件における同種または類似業務は次のとおりとする。

① 同種業務

延床面積（建築物の各階の床面積の合計。以下同じ。）3,000 m²以上の国または地方公共団体の庁舎（以下「庁舎」という。）の新築・増築・改築の基本設計または実施設計業務

※この場合において「庁舎」とは、国の庁舎については官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 2 条に定める庁舎とし、地方公共団体の庁舎については同法の規定に準じ、地方公共団体がその事務を処理するために使用する建築物（執務室及び窓口を主としたもの）とする。

② 類似業務

延床面積 3,000 m²以上の公共施設（①の庁舎を除く）または民間の事務所ビルの新築・増築・改築の基本設計または実施設計業務

※上記①、②とも、増築・改築の場合は、当該増築・改築部分の床面積が 3,000 m²以上である建築物の基本設計または実施設計業務とする。

- (7) 事業手法検討業務においては、平成 17 年 4 月以降に契約履行が完了した、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく事業に係る P F I 等導入可能性調査業務を国または地方公共団体から元請として受注した実績があること。

※上記の参加資格の確認基準日は参加表明書の提出日とし、確認基準日以降、契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合には、失格とする。

5. 業務にあたっての留意事項

- (1) 別紙の各業務仕様書（案）に定める業務内容について、本市の指示に柔軟に対応できること。
- (2) 基本計画策定業務においては、平成 28 年 5 月末時点で本市に中間報告を行うこと。

6. スケジュール

項目	日程	備考
①募集開始	平成 27 年 12 月 17 日（木）	HP 公開
②質問書の提出期限	12 月 24 日（木）	17 時 30 分まで
③質問書への回答	平成 28 年 1 月 6 日（水）	HP 公開
④参加表明書等の提出期限	1 月 20 日（水）	17 時 30 分まで
⑤第 1 次評価：書類選考	1 月 25 日（月）まで	上位 5 者
⑥委託先候補の選定結果通知	1 月 26 日（火）	
⑦企画提案書等の提出期限	2 月 10 日（水）	17 時 30 分まで
⑧第 2 次評価：ヒアリング	2 月 18 日（木）	委託先候補 1 者を特定
⑨委託先候補の特定結果通知	2 月 19 日（金）	
⑩契約締結	2 月末頃（予定）	

7. プロポーザル手続き

(1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、質問書（様式第 7 号）に内容を簡潔に記入し、次のとおり提出してください。

① 提出期限

平成 27 年 12 月 24 日（木） 17 時 30 分まで（必着）

② 提出方法

電子メール（vo_saihaichi@nishi.or.jp）にて担当部署（西宮市役所政策局施設マネジメント部施設再配置課）へ提出してください。電話や訪問等による質問には一切応じません。なお、質問書を提出したときは、事故防止のため必ず電話で提出した旨の連絡をしてください。

③ 回答方法

平成 28 年 1 月 6 日（水）までに、すべての質問及び回答をとりまとめたものをホームページで公開します。なお、質問への回答内容については、本説明書の追加または修正事項とします。

(2) 参加表明書等及び企画提案書等の提出

参加表明書等及び企画提案書等は、以下により提出してください。

① 提出期限

参加表明書等：平成 28 年 1 月 20 日（水） 17 時 30 分まで（必着）

企画提案書等：平成 28 年 2 月 10 日（水） 17 時 30 分まで（必着）

※提出期限を過ぎたものは受け付けません。

② 提出場所

西宮市役所政策局施設マネジメント部施設再配置課（本庁舎 4 階）

③ 提出方法

原則として持参による提出（土日祝を除く 9 時から 17 時 30 分まで）とします。

なお、郵送による場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出してください。

※郵送による場合での事故等による未着について、市は一切の責任を負いません。

④ 参加表明書等の提出書類及び部数

参加表明書（様式第 1 号） 1 部

業務実績書（様式第 2 号） 1 部

業務実施体制（様式第 3 号） 1 部

会社概要（リーフレット等） 1 部

業務実績等を証する資料の写し 一式

一級建築士事務所登録を証する資料の写し 1 部

⑤ 企画提案書等の提出書類及び部数

業務実施方針（様式第 4 号） 正本 1 部、副本 9 部（※）

企画提案書（様式第 5-1 号、様式第 5-2 号） 正本 1 部、副本 9 部（※）

見積書（様式第 6-1 号、様式第 6-2 号） 各 1 部

業務スケジュール（任意様式） 正本 1 部、副本 9 部（※）

※提出時の表紙を除き、委託先候補を判別できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

(3) 参加表明書等及び企画提案書等の作成要領

別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」のとおり。

8. 選定及び特定

(1) 委託先候補の選定

前記4に定める参加資格を審査の上、別紙「公募型プロポーザル参加表明書等評価（第1次評価）要領」による評価結果に基づき、上位の5者を選定します。

なお、参加資格要件をすべて満たす応募者（以下「有資格応募者」という。）数が5者以下の場合は、すべての有資格応募者を委託先候補として選定します。

選定結果は、平成28年1月26日（月）に電子メールで各応募者に通知するとともに、選定結果の通知書を郵送にて発送します。

(2) 参考資料の貸与

委託先候補に選定された応募者には、申請により参考資料を貸与します。なお、申請方法等は委託先候補の選定結果通知とあわせてお知らせします。

① 貸与資料

過年度実施の前計画に関する資料

※貸与資料については、本市の了解なく本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。

② 貸与期間

企画提案書等の提出までの期間とし、その後、速やかに担当部署に返却すること。

(3) 委託先候補の特定

市職員で構成する委託先候補特定委員会（以下「特定委員会」という。）において、選定された各委託先候補によるプレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを実施します。

※詳細については、対象者に個別に通知します。

① 実施日時（予定）

平成28年2月18日（木）

※1者あたりの説明（プレゼンテーション）時間は20分以内、ヒアリングは約10分程度を予定しています。

② 実施場所（予定）

西宮市役所庁舎内

③ 出席者

配置予定の管理技術者及び主任技術者を含め、4名以内とします。

※配置予定の管理技術者または主任技術者が出席できない場合は、事前に理由を説明のうえ本市の了解を得てください。ただし、管理技術者または主任技術者のいずれか1名は必ず出席してください。どちらも出席できない場合は、配置予定技術者に関する評価点は加点されません。

④ 特定結果

平成 28 年 2 月 19 日（金）に電子メールで各委託先候補に通知するとともに、特定結果の通知書を郵送にて発送します。また、後日、ホームページでも特定結果を公表します。

(4) 委託先候補の特定方法

- ① 審査は、特定委員会により行い、最も評価点の高い者を委託先候補として特定します。
- ② 最高評価点の者が複数の場合は、特定委員会の合議により決定します。

※企画提案書等評価（第 2 次評価）要領は、選定結果の通知とあわせて、各委託先候補にお知らせします。

(5) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、委託候補先の選定・特定の前後を問わず失格とします。
なお、③または⑤に該当する場合には、指名停止の措置を行うことがあります。

- ① 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- ② 提出された各業務の見積金額の合計額が委託上限金額を超える場合
- ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出された書類に重大な誤脱があった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

9. 評価基準

委託先候補の選定及び特定にあたっての評価基準は次のとおりです。（選定（第 1 次評価）段階においては、①及び②の合計 40 点満点とします。）

なお、テーマ a は基本計画策定業務に関連して、テーマ b は事業手法検討業務に関連して、それぞれ市が設定し、提案を求めます。（別紙「公募型プロポーザル参加表明書等・企画提案書等作成要領」参照）

評価分類	評価項目	配点
① 地域要件	本店の所在地	2
② 業務遂行能力	応募者の実力	20
	配置技術者の経験及び能力	18
③ 企画提案内容	業務実施の取組体制	10
	業務実施の方針及び進め方	10
	テーマ a	15
	テーマ b	15
④ 業務費用	見積金額	10
合 計		100

10. 契約の締結

委託先候補の特定後、企画提案書等をもとに各業務仕様書を作成し、準備が整い次第、本市契約課にて契約の締結をします。

11. その他注意事項

- (1) 参加表明書等及び企画提案書等の提出は、応募者1者につき各1件のみとします。
- (2) 本プロポーザルに関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しないものとします。
- (4) 参加表明書等及び企画提案書等の提出後は、提出書類の差し替え及び追加等は認めません。
ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがあります。
- (5) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（任意様式）を企画提案書等の提出期限の平成28年2月10日（水）17時30分までに持参または郵送（必着）にて提出してください。
- (6) 配置予定の管理技術者及び主任技術者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、履行期間終了まで変更できないものとします。なお、これら極めて特別な場合にやむを得ず配置技術者の変更を行う場合は、変更前と同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければなりません。また、管理技術者と主任技術者の兼任は認めません。
- (7) 提出された書類が著作物にあたる場合でも、西宮市情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。
- (8) 本件業務の受託者は、平成28年度以降に第二庁舎（危機管理センター）整備事業に関する委託業務が発生した場合において、優先的な立場を有するものではありません。また、平成28年度以降の同事業に関する委託業務への参画に、何ら制約を受けることはありません。
- (9) 契約締結の相手方については、法人の概要、選定・特定経過等を本市のホームページにおいて公表します。
- (10) 契約にあたっては、本市が定めた業務委託契約書を使用します。

業務委託契約書の書式は本市のホームページ（<http://www.nishi.or.jp>）の「事業者向け情報＞入札・契約＞規則・要綱等＞契約書（契約約款）・特約・誓約書＞業務委託契約書（契約約款）特約含む」で閲覧できますので、事前に記載内容を確認しておいてください。なお、業務委託契約書第6条及び第7条の規定中「業務主任技術者」、「業務責任者」とあるのは「主任技術者」、「管理技術者」と読み替えるものとします。

1 2. 問い合わせ及び書類の提出先

西宮市役所政策局施設マネジメント部施設再配置課（担当：松浦、徳岡）

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3（本庁舎 4 階）

Tel;0798-35-3478、Fax;0798-23-3084

E-mail;vo_saihaichi@nishi.or.jp

以 上